め、同項第二号中「名称又は」を「名称（第二項において準用する第八十一条の六第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該書類の名称及び当該確認をした旨）、」に改め、「受けた旨」の下に「又は令第三百五十条の四第四項の規定による確認をした旨」を加え、同条第六項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に、「送信して」を「送信し、若しくは同条第四項の規定による確認を受けて」に改め、同条第九項中「第三百五十条の四第四項」を「第三百五十条の四第五項」に改め、同条第十項中「確認等）」の下に「又は第三百五十条の四第四項」を加え、「同条第三項」を「令第三百五十条の五第三項」に、「掲げる」を「定める」に、「又は当該」を「、当該」に改め、「受けた旨」の下に「（当該告知をした者が第二項において準用する第八十一条の六第五項の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及び当該告知の際に提示された令第三百五十条の四第二項において準用する令第三百三十七条第二項第二号に定める書類の名称）又は令第三百五十条の四第四項の規定による確認をした旨」を加え、「当該確認した」を「令第三百五十条の五第一項又は第三百五十条の四第四項の規定による確認をした」に改め、同条第十一項中「第三百五十条の四第四項」を「第三百五十条の四第五項」に改める。

第八十一条の三十八第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替える」を「、同条第三項第二号中「第三百三十六条第四項」とあるのは「第三百五十条の八」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百五十条の九第一項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」と読み替える」に改め、同条第二項中「第八十一条の六第七項各号」を「第八十一条の六第八項各号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第八十一条の三十九第二項中「第三百五十条の九第四項」を「第三百五十条の九第五項」に改め、同項第二号中「名称又は」を「名称（前条第一項において準用する第八十一条の六第五項の規定による確認を受けた法人にあつては、当該書類の名称及び当該確認をした旨）、」に改め、「受けた旨」の下に「又は令第三百五十条の九第四項の規定による確認をした旨」を加え、同条第三項中「掲げるいずれかの書類」を「定める書類のいずれか」に、「送信して」を「送信し、若しくは同条第四項の規定による確認を受けて」に改め、同条第五項中「第三百五十条の九第四項」を「第三百五十条の九第五項」に改める。

第八十一条の四十第一項中「確認等）」の下に「又は第三百五十条の九第四項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加え、「同条第二項」を「令第三百五十条の十第二項」に改め、「（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を削り、「掲げる」を「定める」に、「又は当該」を「、当該」に改め、「受けた旨」の下に「（当該告知をした者が第八十一条の三十八第一項（金地金等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等）において準用する第八十一条の六第五項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）の規定による確認を受けた法人である場合には、その旨及び当該告知の際に提示された令第三百五十条の九第二項において準用する令第三百三十七条第二項第二号に定める書類の名称）又は令第三百五十条の九第四項の規定による確認をした旨」を加え、「当該確認した」を「令第三百五十条の十第一項又は第三百五十条の九第四項の規定による確認をした」に改め、同条第二項中「第三百五十条の九第四項」を「第三百五十条の九第五項」に改める。

第九十条の五第一号イ中「。イ、次号イ及び第三号イ」及び「。次号イ及び第三号イ」を「。以下この条」に改め、同条第二号中「規定する市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」及び「店頭デリバティブ取引」の下に「（次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。）」を加え、同号ロ中「次号ロ」を「第四号ロ」に改め、同号ニ中「次号ニ」の下に「及び第四号ニ」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　暗号資産デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第一項第四号に規定する市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二（定義）に掲げる暗号資産若しくは同法第二十九条の二第一項第九号（登録の申請）に規定する金融指標に係るもの若しくは外国市場デリバティブ取引のうち当該暗号資産若しくは当該金融指標に係るもの又は法第二百二十四条の五第一項第六号に規定する店頭デリバティブ取引のうち当該暗号資産若しくは当該金融指標に係るものをいう。次に掲げる事項

イ　その暗号資産デリバティブ取引の差金等決済をした者の氏名、住所及び個人番号

ロ　その年中に差金等決済により成立した暗号資産デリバティブ取引の種類

ハ　その年中に暗号資産デリバティブ取引の差金等決済を行つたことにより確定した利益の額の合計額から損失の額の合計額を控除した金額

ニ　その年中に行つた暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の手数料等の額の合計額

ホ　その暗号資産デリバティブ取引の差金等決済をした者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

ヘ　その他参考となるべき事項

第九十三条第一項第六号イ(1)(ii)中「その旨」の下に「及び控除対象扶養親族に該当する事実」を加え、同号イ(2)(ii)中「及び」を「その旨」を「その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に、「その旨」を「その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改める。

第九十四条の二第一項第五号中「租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫」を「寡婦又はひとり親」に改め、同項第七号イ(1)(ii)中「その旨」の下に「及び控除対象扶養親族に該当する事実」を加え、同号イ(2)(ii)中「及び」を「並びに」に、「その旨」を「その旨及び控除対象扶養親族に該当する事実」に改める。

第百二条第七項中「同項第二号」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法第二百三十二条第二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する居住者又は非居住者（次項において「居住者等」という。）が同条第二項に規定する業務に関して作成し、又は受領した請求書、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）のうち、現金の収受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものとする。

8　居住者等は、前項に規定する書類を整理し、その作成又は受領の日の属する年の翌年三月十五日の翌日から五年間、これをその者の住所地若しくは居所地又は同項に規定する業務を行う場所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

別表第五㈣の表の備考2㈿中「第37条の14第16項」を「第37条の14第12項」に、「設定」を「開設」に、「同条第12項第2号」を「同条第7項第2号」に改める。

別表第五㈭の表の備考1中「（以下この表において「市場デリバティブ取引」という。）」、「（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。）」及び「（以下この表において「店頭デリバティブ取引」という。）」を削り、「市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引」を「第90条の5第2号に規定する市場デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引」という。）、同号に規定する外国市場デリバティブ取引（以下この表において「外国市場デリバティブ取引」という。）、同号に規定する店頭デリバティブ取引（以下この表において「店頭デリバティブ取引」という。）、市場暗号資産デリバティブ取引（同条第3号に規定する暗号資産デリバティブ取引（以下この表において「暗号資産デリバティブ取引」という。）のうち法第224条の5第1項第4号に規定する市場デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち同号に規定する外国市場デリバティブ取引に該当するものをいう。4(7)において同じ。）、店頭暗号資産デリバティブ取引（暗号資産デリバティブ取引のうち同項第6号に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう。4(7)において同じ。）」に改め、同表の備考2(1)中「及び4(1)」を「、4(1)及び5(1)」に改め、同表の備考3(2)中「をいう」の次に「。4(2)において同じ」を加え、同表の備考5を同表の備考6とし、同表の備考4を同表の備考5とし、同表の備考3の次に次のように加える。